

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年七月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年七月十五日

埼玉県越谷県土整備事務所長 小 川 裕 嗣

- | | | |
|---|-------|--------|
| 一 | 道路の種類 | 一般国道 |
| 二 | 路 線 名 | 四百六十三号 |
| 三 | 道路の区域 | |

新	旧	旧 新 別
越谷市大字北後谷字後谷八五四番二地先から 同市大字北後谷字後谷八五三番一地先まで		区 間
二四・五〇〃 三五・五〇	二四・六〇〃 五一・八〇	敷地の幅員 (メートル)
三九・五〇		延 長 (メートル)
		備考